「40戸連たん制度」 拠点地区（長田） 区域概略図

施行日　令和2年4月1日

建築可能な用途			具体例	床面積	拠点	沿道
住宅	戸建て住宅		専用住宅 兼用住宅	—	○	○
	長屋					—
	共同住宅		共同住宅 サービス付高齢者向け住宅 寄宿舎、寮 下宿			
事務所				500㎡以内	○	○
店舗	物品販売業を営む店舗			500㎡以内 （沿道地区の店舗は、店舗面積1000㎡以内、かつ床面積1500㎡以内）	○	○
	近隣住民の日常生活に必要な店舗で住環境悪化の恐れがないもの		銀行の支店 損害保険代理店 学習塾 華道教室、囲碁教室 理髪店、美容院 クリーニング取次店 施術所 貸本屋 質屋 など			
		作業場の床面積が50㎡以内、原動機の出力が0．75kw以内のもの	洋服店 自転車店 家庭電気器具店 畳屋、建具店 新聞販売所 など			
		自家販売のために食品製造業を営むもの	パン屋 米屋 菓子屋 豆腐屋 など			
飲食店			食堂 喫茶店	500㎡以内	○	○
老人福祉施設、児童厚生施設等			保育所 学童保育施設 小規模多機能型居宅介護施設 老人ホーム 在宅介護支援センター など	—	○	—
学校			認定こども園 幼稚園 小学校 中学校 高等学校	—	○	—
診療所、病院			人工透析センター 介護老人保健施設 など	—	○	—
公益上必要な建築物			郵便局、派出所 など	—	○	—

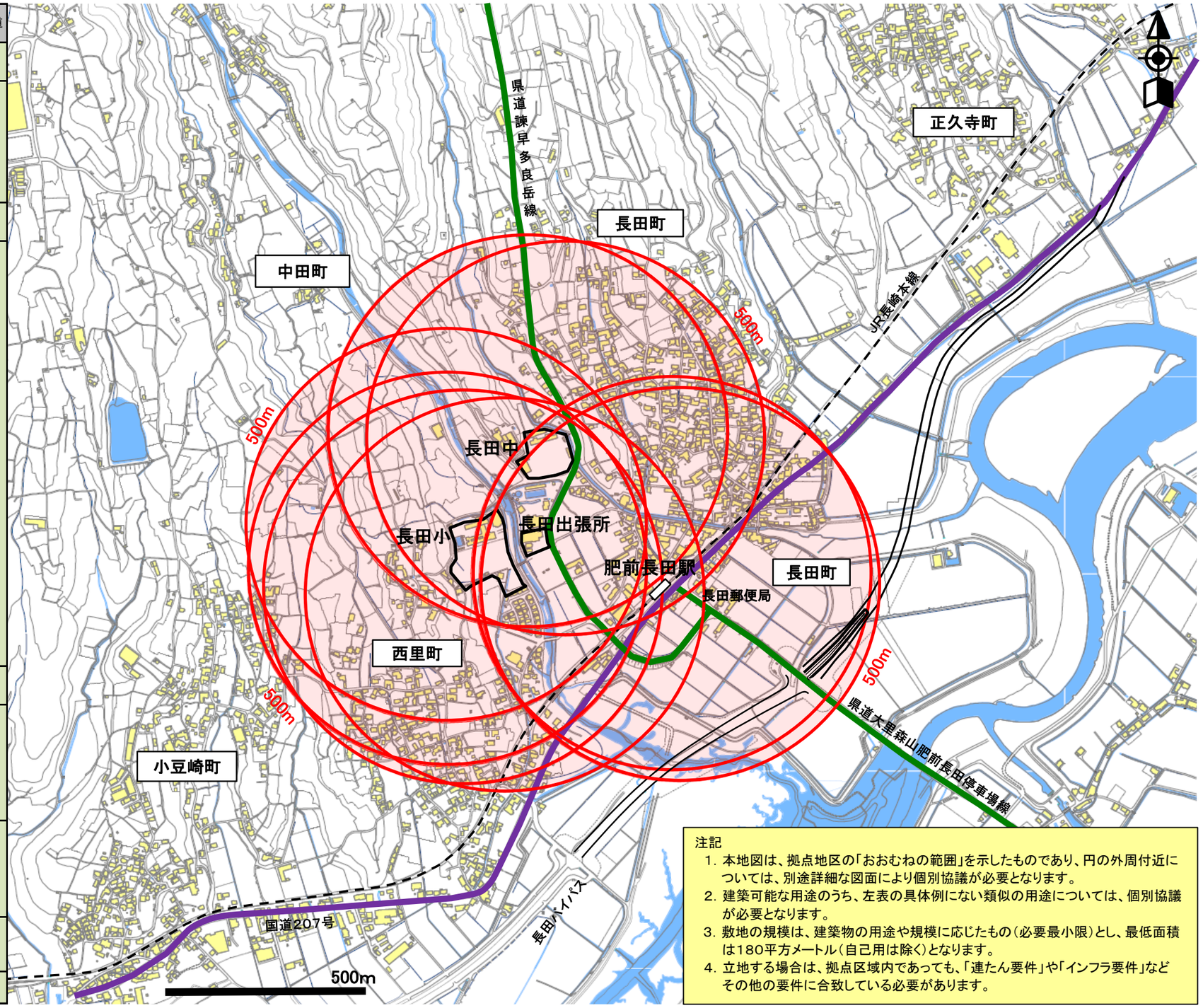

注記
1. 本地図は、拠点地区の「おおむねの範囲」を示したものであり、円の外周付近については、別途詳細な図面により個別協議が必要となります。
2. 建築可能な用途のうち、左表の具体例にない類似の用途については、個別協議が必要となります。
3. 敷地の規模は、建築物の用途や規模に応じたもの（必要最小限）とし、最低面積は180平方メートル（自己用は除く）となります。
4. 立地する場合は、拠点区域内であっても、「連たん要件」や「インフラ要件」などその他の要件に合致している必要があります。

【お問い合わせ先】諫早市　建設部　開発支援課　　電話番号　0957－22－1500（代表）

（作成日　令和元年12月18日）